令和８年（フ）第３２８号
静岡県熱海市下多賀172番地の２　めぐみマンション　302号室、前住所静岡県熱海市中央町８番５号　栗原諸星ビル４Ｂ
債務者　加藤　せき
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１４号
和歌山県御坊市藤田町藤井2053番地
債務者　木多　慧介
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

令和８年（フ）第２４１号
香川県高松市香川町川東下641番地７
債務者　藤井　　武
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２６５号
香川県高松市中間町568番地５　讃岐鉄筋社宅102号
債務者　植田　泰人
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６０２号
栃木県下都賀郡壬生町元町５番17号　Ｃｏｍｏｒｅｂｉ　Ａ202、前住所栃木県宇都宮市中戸祭町612番地16　エテルノ・Ｙ202
債務者　上野恵理子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１３５８号
千葉県浦安市富士見１丁目７番５－101号　スターリースカイ
債務者　村山　理香
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２１号
千葉市若葉区小倉台２丁目14番１号　クィーンプラザ小倉台101号
債務者　岩居ラファエル
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４４号
長崎県西海市西海町黒口郷1818番地１
債務者　太田　昭浩
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦166番地２　山手浦第２住宅Ａ－105
債務者　佐藤　隆之
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１５８号
長崎県佐世保市若葉町18番16号　リゾートイン若葉205号、前住所長崎県佐世保市白岳町730番地１
債務者　武田　友宏
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第３４５号
沖縄県中頭郡西原町上原２丁目23番地の９（エトワール崎原Ｂ－３）
債務者　遠藤　菜緒
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第９３７号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅７棟205
債務者　大内　由紀
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９７７号
仙台市若林区新寺１丁目１番50－1307号、従前の住所東京都中野区本町５丁目27番４号　セレスティア本町302
債務者　佐藤　慶亮
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１００３号
仙台市若林区若林６丁目10番51号　レトア202
債務者　鎌田　大志
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１００８号
仙台市太白区緑ケ丘４丁目28番15号　ＮＮコーポ101、従前の住所宮城県柴田郡村田町大字小泉字鼓崎127番地25
債務者　高橋まなみ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３２号
宮城県岩沼市桜３丁目１番31－105号、従前の住所宮城県岩沼市たけくま２丁目22番12号
債務者　志賀　信代（旧姓飯田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係